

身体障害者手帳および補聴器給付の申請手続きのご紹介

下記の手順は一般論です。詳しくは、お住まいの市区町村にご確認ください。

● 聴覚の身体障害者手帳を取得する手順

1. 身体障害者指定医師に相談する。
2. 役所の窓口で、身体障害者診断書の用紙をもらう、
3. 用紙を指定医に渡し、記入してもらう。
4. 役所の窓口で申請する。(必要な物：診断書、写真、印鑑)
※その後、1 か月ほどで手帳が発行されます。
詳しくはお住まいの市区町村の窓口にお問い合わせください。

● 補聴器を安く購入するための手順

対象は聴覚の身体障害者手帳を持つ人に限られます。

1. 役所の窓口で「補聴器の意見書」をもらう。
2. 用紙を指定の耳鼻科医に渡し、記入してもらう、
3. 記入済みの意見書を補聴器販売店に持っていく。
4. 補聴器販売店で『意見書の内容で「補聴器の見積書」を作成してもらう』
5. 役所の窓口に必要な物を持って申請する。(必要な物：意見書、見積書、印鑑、手帳)
※その後 1~3 週間ほどで自治体から手紙が届きます。
補聴器の受け渡しや支払いの方法については、補聴器販売店とご相談ください。

● 行政が補聴器購入費用の一部を負担する金額の例(一部)

条件 (手帳の等級など)	補聴器の種類	基準額(片耳)
4 級から 6 級	高度難聴用 耳掛け型	46,400 円
2 級から 3 級	重度難聴用 耳掛け型	71,200 円
仕事でヘルメットを使う	耳穴型(レディメイド)	92,000 円
仕事でヘルメットを使い レディメイド補聴器が 不可能な場合	耳穴型(オーダーメイド)	144,900 円